

人事院は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）等に基づき、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年二月十八日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一―七九

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則

（定義）

第一条 この規則において、「次の表により改正する」とは、次条から第四十二条までの表の各欄に掲げる規定を、当該規定若しくはその標記部分に付した傍線又は当該規定を囲んだ破線により改正することをいう。

2 次条から第四十二条までの表中の傍線及び破線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄

に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加えること。

二 改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この号において同じ。）の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改めること。

三 改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。

四 改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削ること。

五 改正後欄に掲げる標記部分に傍線を付した別表で改正前欄にこれに対応する別表を掲げていないものは、これを加えること。

（人事院規則一―四の一部改正）

第二条 人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
1 ～ 112 （略）	1 ～ 112 （略）

113 規則一一―九は、廃止する。(令和五年四月)
(新設)

一日施行)

(人事院規則一―三四の一部改正)

第三条 人事院規則一―三四(人事管理文書の保存期間)の一部を次の表により改正する。

改正後				改正前			
別表 人事管理文書の保存期間(第三条関係)				別表 人事管理文書の保存期間(第三条関係)			
一 (略)				一 (略)			
二 給与				二 給与			
人事管理文書の区分	(略)	基準日	保存期間	人事管理文書の区分	(略)	基準日	保存期間
規則九―六(俸給の調整額)	第三条の文	取得の日	五年	規則九―六(俸給の調整額)	第二条の文	取得の日	五年

法	人事管理文書の区分	基準日	保存期間
第八十一	条の五第	同条第一	三年
二項又は	第四項の	項から第	
第四項の	承認に関	四項まで	
する文書	承認に關	の規定に	
等	する文書	よる異動	
	する文書	期間の延	
		長の終了	
		した日	

四分限
三 (略)

(略))
(略)	
(略)	
(略)	

法	人事管理文書の区分	基準日	保存期間
第八十一	条の三第	同条の規	三年
二項の承	認に關す	定による	
る文書等	認に關す	勤務の終	
		了した日	

四分限
三 (略)

(略))
(略)	
(略)	
(略)	

律 (令和 書等	正する法 関する文 了した日	一部を改 の承認に 勤務の終	員法等の 条第六項 定による	国家公務 附則第三 同項の規 三年	等 する文書 承認に関 了した日	第二項の 勤務の終	し書又は 定による	一項ただ 二項の規	条の七第 項又は第	第八十一 同条第一
----------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------------	---------------------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

三年法律 第六十一 号)	規則一— 七九(国 家公務員 法等の一 部を改正 する法律 の施行に 伴う関係 人事院規 則の整備
	附則第三 条の報告 の文書等
	取得の日
	三年

規則一一 —〇— 職員の降 給)	(略)	等に関する 人事院 規則)
職員の降 写し	(略)	
第八條の 説明書の	(略)	
取得の日	(略)	
三年	(略)	

規則一一 —〇— 説明書の	規則一一 —九—(定 二項の同 終了した 日	規則一一 第五條第 再任用の 三年	(略)	
説明書の	意の文書 日	再任用の 三年	(略)	
第八條の 取得の日	第七條の 取得の日	再任用の 三年	(略)	
三年	三年	三年	(略)	

		苦情相談 （ ）	員からの	―五（職	規則一三	（略）	人事管理文書の区分
第六条の	書等	記録の文	第六条の		（略）	（略）	
取得の日			した日	理が終了	事案の処	（略）	基準日
三年					三年	（略）	保存期間

六 公平審査

五（略）

		苦情相談 （ ）	員からの	―五（職	規則一三	（略）	人事管理文書の区分
	書等	記録の文	第六条の		（略）	（略）	
			した日	理が終了	事案の処	（略）	基準日
					三年	（略）	保存期間

六 公平審査

五（略）

職員の降 給）
写し

措置法	再生特別	福島復興		法	人事管理文書の区分
一項又は	条の二第	第四十八	書等	附則第九 条の勤務 の意思の 確認の文	
	了した日	派遣の終		取得の日	基準日
		三年		六年	保存期間

二十 その他

七十九 (略)

	報告の文
	書等

				措置法	再生特別	福島復興	人事管理文書の区分
等	請の文書	一項の要	条の二第	第八十九	一項又は	第四十八	
					了した日	派遣の終	基準日
						三年	保存期間

二十 その他

七十九 (略)

第八十九	条の二第	一項の要	請の文書	等	第四十八	条の三第	一項、第	四項若し	くは第五	項又は第	八十九条	の三第一
------	------	------	------	---	------	------	------	------	------	------	------	------

第四十八	条の三第	一項、第	四項若し	くは第五	項又は第	八十九条	の三第一	項、第四	項若しく	は第五項	の同意の	文書等
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----

書等	決めの文	一項の取	条の三第	第八十九	一項又は	条の三第	第四十八	文書等	の同意の	は第五項	項若しく	項、第四
----	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------

条の三第	第八十九	五項又は	条の三第	第四十八	書等	決めの文	一項の取	条の三第	第八十九	一項又は	条の三第	第四十八
------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------

第四条 人事院規則一―四五の一部分改正)
第四条 人事院規則一―四五(人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例)の

(人事院規則一―四五の一部分改正)

備考	一〇三	(略)	
	(略)	等 出の文書 五項の申 条の三第 第八十九 五項又は 条の三第 第四十八	
	(略)		
	(略)		

備考	一〇三	(略)	
	(略)	等 出の文書 五項の申	
	(略)		
	(略)		

一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の特例)</p> <p>第二条 人事・給与関係業務情報システムを使用して行われた人事関係手続(法第八十九条第一項の説明書、規則八―一二(職員の任免)第五十四条、規則一―一〇(職員の降給)第七条又は規則一―一一(管理監督職務上限年齢による降任等)第二十条第一項の人事異動通知書、規則一―一〇(職員の懲戒)第五条第一項の文書その他人事院が定めるものに関する人事関係手続を除く。)については、当該人事関係</p>	<p>(人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の特例)</p> <p>第二条 人事・給与関係業務情報システムを使用して行われた人事関係手続(法第八十九条第一項の説明書、規則八―一二(職員の任免)第五十四条又は規則一―一〇(職員の降給)第七条の人事異動通知書、規則一―一〇(職員の懲戒)第五条第一項の文書その他人事院が定めるものに関する人事関係手続を除く。)については、当該人事関係手続に係る規則の規定にかかわらず、当該規定に基づき行われたものとみな</p>

手続に係る規則の規定にかかわらず、当該規定に基づき行われたものとみなす。ただし、正当な理由又は特別の事情により人事・給与関係業務情報システムを使用して人事関係手続を行うことが適当でない場合は、この限りでない。

す。ただし、正当な理由又は特別の事情により人事・給与関係業務情報システムを使用して人事関係手続を行うことが適当でない場合は、この限りでない。

(人事院規則一―六四の一部改正)

第五条 人事院規則一―六四(職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

一 (略)

二 法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

三 十二 (略)

(派遣職員の給与)

第十条 派遣職員には、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「通勤手当等」という。）に相当するものを除く。以下この条において「派遣先報酬等」

一 (略)

(新設)

二 十一 (略)

(派遣職員の給与)

第十条 派遣職員には、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「通勤手当等」という。）に相当するものを除く。以下この条において「派遣先報酬等」

という。)の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎とし、給与法第八条第六項の規定により標準号俸数(同条第七項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。)を昇給するものとして算定した給与(通勤手当等を除く。)の年額(当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあつては、人事院の定めるところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。)に満たない場合であつて、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要がある

という。)の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎とし、給与法第八条第六項の規定により標準号俸数(同条第七項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。)を昇給するものとして算定した給与(通勤手当等を除く。)の年額(当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあつては、人事院の定めるところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。)に満たない場合であつて、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要がある

と認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条並びに附則第二項及び第三項において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2～6 （略）

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける派遣

職員の給与）

と認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2～6 （略）

附則

この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

2 派遣職員が給与法附則第八項の規定の適用を

(新設)

受ける職員となった場合には、当分の間、同項の規定の適用を受ける職員となった日を派遣の期間の初日の前日とみなして、第十条第一項及び第三項の規定の例により、俸給等の支給割合を決定し、又は俸給等を支給しないものとする。

3 前項の規定により、俸給等の支給割合を決定

(新設)

し、又は俸給等を支給しないものとした場合における第十条の規定の適用については、同条第一項中「派遣の期間の初日の前日」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた

前項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前二項」と、同条第四項中「派遣の期間の初日（」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった日（附則第三項の規定により読み替えられた」と、「第一項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、「第一項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第六項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、「第四項」とあるの

は「附則第三項の規定により読み替えられた第四項」と、「派遣の期間の初日（）」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった日（附則第三項の規定により読み替えられた）」とする。

（人事院規則一―六九の一部改正）

第六条 人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第四十八条の三 第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員</p>	<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第四十八条の三 第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員</p>

は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

二 法第八十一条の五第一項から第四項までの

規定により異動期間（これらの規定により延

長された期間を含む。）を延長された管理監

督職を占める職員

三 十三 (略)

(派遣職員の給与)

第十条 派遣職員には、機構から受ける特定業務

に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過

勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び

管理職員特別勤務手当（以下この項において「

通勤手当等」という。）に相当するものを除く

は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

(新設)

二 十二 (略)

(派遣職員の給与)

第十条 派遣職員には、機構から受ける特定業務

に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過

勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び

管理職員特別勤務手当（以下この項において「

通勤手当等」という。）に相当するものを除く

。以下この条において「派遣先報酬等」という
。の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初
日の前日における給与の額を基礎とし、給与法
第八条第六項の規定により標準号俸数（同条第
七項に規定する人事院規則で定める基準におい
て当該職員に係る標準となる号俸数をいう。）
を昇給するものとして算定した給与（通勤手当
等を除く。）の年額（当該年額が部内の他の職
員との均衡を著しく失すると認められる場合に
あつては、人事院の定めるところにより算定し
た額。以下この条において「派遣前給与の年額
」という。）に満たない場合であつて、機構に
おいて特定業務が円滑かつ効果的に行われるこ

。以下この条において「派遣先報酬等」という
。の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初
日の前日における給与の額を基礎とし、給与法
第八条第六項の規定により標準号俸数（同条第
七項に規定する人事院規則で定める基準におい
て当該職員に係る標準となる号俸数をいう。）
を昇給するものとして算定した給与（通勤手当
等を除く。）の年額（当該年額が部内の他の職
員との均衡を著しく失すると認められる場合に
あつては、人事院の定めるところにより算定し
た額。以下この条において「派遣前給与の年額
」という。）に満たない場合であつて、機構に
おいて特定業務が円滑かつ効果的に行われるこ

とを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条並びに附則第二項及び第三項において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 6 (略)

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(給与法附則第八項の規定の適用を受ける派遣

職員の給与)

とを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 6 (略)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

2 派遣職員が給与法附則第八項の規定の適用を

(新設)

受ける職員となった場合には、当分の間、同項の規定の適用を受ける職員となった日を派遣の期間の初日の前日とみなして、第十条第一項及び第三項の規定の例により、俸給等の支給割合を決定し、又は俸給等を支給しないものとする。

3 前項の規定により、俸給等の支給割合を決定

(新設)

し、又は俸給等を支給しないものとした場合における第十条の規定の適用については、同条第一項中「派遣の期間の初日の前日」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた

前項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前二項」と、同条第四項中「派遣の期間の初日（」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった日（附則第三項の規定により読み替えられた」と、「第一項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、「第一項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第六項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、「第四項」とあるの

は「附則第三項の規定により読み替えられた第四項」と、「派遣の期間の初日（）」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった日（附則第三項の規定により読み替えられた）」とする。

（人事院規則一―七二の一部改正）

第七条 人事院規則一―七二（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 令和七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 令和七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

一 (略)

二 法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

三 十二 (略)

(派遣職員の給与)

第十条 派遣職員には、博覧会協会から受ける特定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「通勤手当等」という。）に相当するものを除く。以下この条において「派遣先報酬等」

一 (略)

(新設)

二 十一 (略)

(派遣職員の給与)

第十条 派遣職員には、博覧会協会から受ける特定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「通勤手当等」という。）に相当するものを除く。以下この条において「派遣先報酬等」

という。)の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎とし、給与法第八条第六項の規定により標準号俸数(同条第七項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。)を昇給するものとして算定した給与(通勤手当等を除く。)の年額(当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあつては、人事院の定めるところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。)に満たない場合であつて、博覧会協会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要がある

という。)の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎とし、給与法第八条第六項の規定により標準号俸数(同条第七項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。)を昇給するものとして算定した給与(通勤手当等を除く。)の年額(当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあつては、人事院の定めるところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。)に満たない場合であつて、博覧会協会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要がある

と認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条並びに附則第二項及び第三項において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2～6 （略）

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける派遣

職員の給与）

2 派遣職員が給与法附則第八項の規定の適用を

と認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2～6 （略）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（新設）

受ける職員となった場合には、当分の間、同項の規定の適用を受ける職員となった日を派遣の期間の初日の前日とみなして、第十条第一項及び第三項の規定の例により、俸給等の支給割合を決定し、又は俸給等を支給しないものとする。

3| 前項の規定により、俸給等の支給割合を決定

し、又は俸給等を支給しないものとした場合における第十条の規定の適用については、同条第一項中「派遣の期間の初日の前日」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは

(新設)

「附則第三項の規定により読み替えられた前二項」と、同条第四項中「派遣の期間の初日（」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった日（附則第三項の規定により読み替えられた」と、「第一項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、「第一項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第六項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、「第四項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第六項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、

<p>四項」と、「派遣の期間の初日（」とあるのは 「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員 となった日（附則第三項の規定により読み替え られた」とする。</p>	
---	--

（人事院規則一―七四の一部改正）

第八条 人事院規則一―七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第八十九条の三 第一項の規定による派遣の場合における同法第 四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員 は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第八十九条の三 第一項の規定による派遣の場合における同法第 四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員 は、次に掲げる職員とする。</p>

一 (略)

二 法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

三十三 (略)

(派遣職員の給与)

第十条 派遣職員には、機構から受ける特定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「通勤手当等」という。）に相当するものを除く。以下この条において「派遣先報酬等」という

一 (略)

(新設)

十二 (略)

(派遣職員の給与)

第十条 派遣職員には、機構から受ける特定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「通勤手当等」という。）に相当するものを除く。以下この条において「派遣先報酬等」という

。の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎とし、給与法第八条第六項の規定により標準号俸数（同条第七項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとして算定した給与（通勤手当等を除く。）の年額（当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあっては、人事院の定めるところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。）に満たない場合であつて、機構において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められる

。の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎とし、給与法第八条第六項の規定により標準号俸数（同条第七項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとして算定した給与（通勤手当等を除く。）の年額（当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあっては、人事院の定めるところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。）に満たない場合であつて、機構において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められる

ときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条並びに附則第二項及び第三項において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 6 (略)

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(給与法附則第八項の規定の適用を受ける派遣

職員の給与)

2 派遣職員が給与法附則第八項の規定の適用を

ときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 6 (略)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(新設)

受ける職員となった場合には、当分の間、同項の規定の適用を受ける職員となった日を派遣の期間の初日の前日とみなして、第十条第一項及び第三項の規定の例により、俸給等の支給割合を決定し、又は俸給等を支給しないものとする。

3| 前項の規定により、俸給等の支給割合を決定

し、又は俸給等を支給しないものとした場合における第十条の規定の適用については、同条第一項中「派遣の期間の初日の前日」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは

(新設)

「附則第三項の規定により読み替えられた前二項」と、同条第四項中「派遣の期間の初日（」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった日（附則第三項の規定により読み替えられた」と、「第一項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、「第一項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第六項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、「第四項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と

四項」と、「派遣の期間の初日（」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となつた日（附則第三項の規定により読み替えられた」とする。

（人事院規則二―三の一部改正）

第九条 人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>（人材局の所掌事務）</p> <p>第十四条 人材局は、次に掲げる事務（第三号及び第十一号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、<u>第一号、第二号、第四号から第十号まで及び第十二号に掲げる事務</u>にあつては給与局の所掌に属するもの</p>	<p>（人材局の所掌事務）</p> <p>第十四条 人材局は、次に掲げる事務（第三号及び第十一号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、<u>第二号、第四号から第十号まで及び第十二号に掲げる事務</u>にあつては給与局の所掌に属するものを除く。</p>

を除く。)をつかさどる。

一〇十六 (略)

(給与局の所掌事務)

第十五条 給与局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 定年前再任用短時間勤務職員の任用、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年による退職等その他の高年齢職員に関する制度の企画及び立案並びに運営に関すること。

四・五 (略)

(企画課の所掌事務等)

第二十九条 企画課は、次に掲げる事務(第八号

)をつかさどる。

一〇十六 (略)

(給与局の所掌事務)

第十五条 給与局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 定年及び再任用その他の高年齢職員の退職管理に関する制度の企画及び立案並びに運営に関すること。

四・五 (略)

(企画課の所掌事務等)

第二十九条 企画課は、次に掲げる事務(第八号

及び第十六号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第二号、第七号、第九号から第十五号まで及び第十七号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一〇十九 (略)

二〇四 (略)

(生涯設計課の所掌事務)

第三十九条の二 生涯設計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 定年前再任用短時間勤務職員の任用、管理
監督職勤務上限年齢による降任等、定年によ

及び第十六号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第七号、第九号から第十五号まで及び第十七号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一〇十九 (略)

二〇四 (略)

(生涯設計課の所掌事務)

第三十九条の二 生涯設計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 定年及び再任用その他の高年齢職員の退職
管理に関する制度の企画及び立案並びに運営

る退職等その他の高年齢職員に関する制度の
企画及び立案並びに運営に関すること。

四・五 (略)

に関すること。

四・五 (略)

(人事院規則八―一二の一部改正)

第十条 人事院規則八―一二(職員の任免)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 任用</p> <p>第一節 第三節 (略)</p> <p>第四節 条件付任用 (第三十二条―第三十四 条)</p> <p>第五節・第六節 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 任用</p> <p>第一節 第三節 (略)</p> <p>第四節 条件付任用期間 (第三十二条―第三 十四条)</p> <p>第五節・第六節 (略)</p>

第三章（第七章）（略）

附則

（趣旨）

第一条 職員の任免は、官職の職務と責任の特殊性に基づいて法附則第四条の規定により法律又は規則をもって別段の定めをした場合を除き、この規則の定めるところによる。

（定義）

第四条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（十二）（略）

十三 期間業務職員 相当の期間任用される職員を就けるべき官職以外の官職である非常勤

第三章（第七章）（略）

附則

（趣旨）

第一条 職員の任免は、官職の職務と責任の特殊性に基づいて法附則第十三条の規定により法律又は規則をもって別段の定めをした場合を除き、この規則の定めるところによる。

（定義）

第四条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（十二）（略）

十三 期間業務職員 相当の期間任用される職員を就けるべき官職以外の官職である非常勤

官職であつて、一会計年度内に限つて臨時的に置かれるもの（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職その他人事院が定める官職を除く。）に就けるために任用される職員

（選考による職員の採用）

第十八条 法第三十六条に規定する選考の方法によることを妨げない場合として人事院規則で定める場合は、職員を同条に規定する係員の官職のうち次に掲げる官職に採用しようとする場合とする。

- 一 特別職に属する職、地方公務員の職、行政
執行法人以外の独立行政法人（国立大学法人

官職であつて、一会計年度内に限つて臨時的に置かれるもの（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職その他人事院が定める官職を除く。）に就けるために任用される職員

（選考による職員の採用）

第十八条 法第三十六条に規定する選考の方法によることを妨げない場合として人事院規則で定める場合は、職員を同条に規定する係員の官職のうち次に掲げる官職に採用しようとする場合とする。

- 一 特別職に属する職、地方公務員の職、行政
執行法人以外の独立行政法人（国立大学法人

法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人を含む。第七号及び第三十二条第一号において同じ。）に属する職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に現に正式に就いている者をもって補充しようとする官職でその者が現に就いている職と同等以下と認められるもの

二〇六（略）

七 次に掲げる者をもって補充しようとする官職（第一号及び第二号に掲げる官職を除く。）

イ かつて職員であった者で、任命権者の要

法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人を含む。以下この条及び第三十二条第一項第一号において同じ。）に属する職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に現に正式に就いている者をもって補充しようとする官職でその者が現に就いている職と同等以下と認められるもの

二〇六（略）

七 次に掲げる者をもって補充しようとする官職（第一号及び第二号に掲げる官職を除く。）

イ かつて職員であった者で、任命権者の要

請に応じ、引き続き特別職に属する職、地方公務員の職、行政執行法人以外の独立行政法人に属する職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に就き、引き続きこれらの職に就いているもの（これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続き異動した者を含む。）又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十九第一項若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第七十八条第一項に規定する国派遣職員（第三十二条第一号において単に「国

請に応じ、引き続き特別職に属する職、地方公務員の職、行政執行法人以外の独立行政法人に属する職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に就き、引き続きこれらの職に就いているもの（これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続き異動した者を含む。）又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十九第一項若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第七十八条第一項に規定する国派遣職員（第三十二条第一項において単に「国

派遣職員」という。）

ロ (略)

八〇十 (略)

二・三 (略)

(特定官職への昇任、降任、転任又は配置換の特例)

第三十条 職員を特定官職（特定幹部職に該当する官職を除く。）に昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換する場合（昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換しようとする（以下この項において「昇任等させようとする」という。）者について昇任等させようとする官職の属する第七条第二項に規定する段階（以下この

派遣職員」という。）

ロ (略)

八〇十 (略)

二・三 (略)

(特定官職への昇任、降任、転任又は配置換の特例)

第三十条 職員を特定官職（特定幹部職に該当する官職を除く。）に昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換する場合（昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換しようとする（以下この項において「昇任等させようとする」という。）者について昇任等させようとする官職の属する第七条第二項に規定する段階（以下この

項において「職務の段階」という。）と同一の職務の段階又は当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職を占めていたことがある場合を除く。）には、第二十五条から前条まで、規則一一―四（職員の身分保障）第七条、第八条及び第十条並びに規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）第五条、第六条及び第十四条の規定によるほか、次に掲げる要件（昇任等させようとする官職が特定幹部職以外の幹部職又は法第三十四条第一項第七号に規定する管理職である場合にあっては、第二号及び第三号に掲げる要件）を満たさなければならぬ。

項において「職務の段階」という。）と同一の職務の段階又は当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職を占めていたことがある場合を除く。）には、第二十五条から前条まで並びに規則一一―四（職員の身分保障）第七条、第八条及び第十条の規定によるほか、次に掲げる要件（昇任等させようとする官職が特定幹部職以外の幹部職又は法第三十四条第一項第七号に規定する管理職である場合にあっては、第二号及び第三号に掲げる要件）を満たさなければならぬ。

一〇三 (略)

2 (略)

第四節 条件付任用

(条件付任用としない者)

第三十二条 法第五十九条第一項の人事院規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 かつて職員として正式に採用されていた者
- で引き続き特別職に属する職、地方公務員の職、行政執行法人以外の独立行政法人に属する職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に就いたものうち、引

一〇三 (略)

2 (略)

第四節 条件付任用期間

(条件付任用期間)

第三十二条 職員の採用又は昇任は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その採用又は昇任の日から起算して六月間条件付のものとする。

- 一 特別職に属する職、地方公務員の職、行政執行法人以外の独立行政法人に属する職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に現に正式に就いている者又は国派遣職員を採用する場合で、条件付のものと

き続きこれらの職に現に正式に就いている者

(これらの職のうち、一の職から他の職に一

回以上引き続いて異動した者を含む。)又は

国派遣職員

二 法第六十条の二第一項に規定する年齢六十
年以上退職者(同項の規定により採用される
者に限る。)

三 前二号に掲げるもののほか、人事院が定め
る者

(削る)

しないものとして人事院が定める場合

二 法第八十一条の四第一項に規定する定年退
職者等を同項又は法第八十一条の五第一項の
規定により採用する場合

(新設)

2 | 前項の条件付任用期間の終了前に任命権者が
別段の措置をしない限り、その期間が終了した
日の翌日において、職員の採用又は昇任は、正
式のものとなる。

(条件付任用の終了)

第三十二条の二 条件付任用期間の終了前に任命

権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において、職員の採用及び昇任は、正式のものとなる。

(非常勤職員の採用の方法)

第四十六条 非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。以下同じ。）の採用は、第二章第二節の規定にかかわらず、面接、経歴評定その他の適宜の方法による能力の実証を經て行うことができ。ただし、期間業務職員を採用する場合におけるこの項の規定の適用については、「経歴

(新設)

(非常勤職員の採用の方法)

第四十六条 非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。以下同じ。）の採用は、第二章第二節の規定にかかわらず、面接、経歴評定その他の適宜の方法による能力の実証を經て行うことができる。ただし、期間業務職員を採用する場合におけるこの項の規定の適用については、「経

評定」とあるのは、「及び経歴評定」とする。

2 (略)

(非常勤職員の昇任等の方法)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 非常勤職員の他の非常勤官職（法第六十条の

二第一項に規定する短時間勤務の官職を除く。

以下同じ。）への昇任等は、第二章第三節の規

定によらないで行うことができる。この場合に

おいては、第四十六条第一項の規定に準じて、

必要な能力の実証を行うものとする。

(条件付任用の特例)

第四十八条 (略)

歴評定」とあるのは、「及び経歴評定」とする。

2 (略)

(非常勤職員の昇任等の方法)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 非常勤職員の他の非常勤官職（法第八十一条

の五第一項に規定する短時間勤務の官職を除く

。以下同じ。）への昇任等は、第二章第三節の

規定によらないで行うことができる。この場合

において、第四十六条第一項の規定に準じて

、必要な能力の実証を行うものとする。

(条件付任用期間の特例)

第四十八条 (略)

2・3 (略)

(人事院規則九一六の一部改正)

第十一条 人事院規則九一六(俸給の調整額)の一部を次の表により改正する。

改正後

(支給官職及び支給額)

第一条 (略)

2 職員(次項に掲げる職員を除く。)の俸給の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

2・3 (略)

改正前

第一条 (略)

2 職員の俸給の調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて別表第二に掲げる調整基本額(その額が俸給月額百分の四・五を超えるときは、俸給月額百分の四・五に相当する額とし、その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調

整数を乗じて得た額（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下この項において「再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条におい

て準用する場合を含む。）の規定により読み替
えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規
定により定められたその者の勤務時間を同項本
文に規定する勤務時間で除して得た数を、育児
休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時
間勤務職員（以下この項において「任期付短時
間勤務職員」という。）にあつてはその額に育
児休業法第二十五条の規定により読み替えられ
た勤務時間法第五条第一項ただし書の規定によ
り定められたその者の勤務時間を同項本文に規
定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じ
て得た額とし、その額に一円未満の端数がある
ときは、その端数を切り捨てた額とする。）と

3

次の各号に掲げる職員の俸給の調整額は、調

整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 法第六十条の二第二項に規定する定年前再

任用短時間勤務職員 勤務時間法第五条第二

項の規定により定められたその者の勤務時間

する。ただし、その額が俸給月額百分の二十五を超えるときは、俸給月額百分の二十五に相当する額（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（新設）

を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員 育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数

三 育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員 育児休業法第二十五条

の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間と除して得た数

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額

(その額が俸給月額(前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸に応じた額。以下この項において同じ。)の百分の四・五を超えるときは、俸給月額の百分の四・五に相当する額)とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に

(新設)

適用される俸給表及び職務の級に応じた別表
第二に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用
される俸給表及び職務の級に応じた別表第三
に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これ
らの規定による俸給の調整額が俸給月額百分
の二十五を超えるときは、俸給月額の百分の二
十五に相当する額を俸給の調整額とする。

(端数計算)

第二条 前条第二項、第三項及び第五項の規定に
よる俸給の調整額並びに同条第四項に規定する
調整基本額に一円未満の端数があるときは、そ

(新設)

(新設)

れぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

(報告)

第三条 各庁の長又はその委任を受けた者は、人事院の定めるところにより、第一条第一項の俸給の調整を行う官職の職務の内容及び勤労条件について人事院に報告するものとする。

(給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員
の俸給の調整額)

第四条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第一条第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十

第二条 各庁の長又はその委任を受けた者は、人事院の定めるところにより、前条第一項の俸給の調整を行う官職の職務の内容及び勤労条件について人事院に報告するものとする。

(新設)

を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第一 適用区分表（第一条第一項―第三項関係）

一〇六の二	勤務箇所	職	員	調整数
(略)				
(略)				

別表第一 適用区分表（第一条関係）

一〇六の二	勤務箇所	職	員	調整数
(略)				
(略)				

二一・二二 (略)	(8) (略)	(6)・(7) (略) 殊警備救難艇で 全長二十メートル未満のもの（ 特殊警備救難艇 にあつては、人 事院の定めるも のに限る。）に 乗り組む職員	(略)

別表第二 調整基本額表 (第一条第四項第一号関)

二一・二二 (略)	(8) (略)	(6)・(7) (略) 殊警備救難艇で 全長二十メートル未満のもの（ 特殊警備救難艇 にあつては、人 事院の定めるも のに限る。）に 乗り組む職員	(略)

別表第二 調整基本額表 (第一条関係)

係)

(略)

別表第三 調整基本額表 (第一条第四項第二号関

(新設)

係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	5,600円
2 級	6,500円
3 級	7,700円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,500円
7 級	10,700円
8 級	11,700円
9 級	13,200円
10 級	15,600円

ロ 行政職俸給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	5,800円
2 級	6,100円
3 級	6,700円
4 級	7,300円
5 級	8,200円

ハ 専門行政職俸給表

職務の級	調整基本額
1 級	6,300円
2 級	7,200円
3 級	8,500円
4 級	9,500円
5 級	10,700円
6 級	11,700円
7 級	13,200円
8 級	15,600円

二 公安職俸給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	6,400円
2 級	7,200円
3 級	8,500円
4 級	9,200円
5 級	9,600円
6 級	10,300円
7 級	11,300円
8 級	12,300円
9 級	13,600円
10 級	15,600円

六 海事職俸給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	7,500円

3	級	8,400円
4	級	9,600円
5	級	10,500円
6	級	11,900円
7	級	13,900円

～ 海事職俸給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	6,900円
3 級	7,000円
4 級	7,600円
5 級	8,500円
6 級	9,400円

ト 教育職俸給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	8,500円

2 級	8,800円
3 級	9,500円
4 級	12,000円
5 級	16,000円

チ 教育職俸給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	7,400円
2 級	8,800円
3 級	9,300円

リ 研究職俸給表

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	7,800円
3 級	8,500円
4 級	9,800円
5 級	11,500円

6 級	15,700円
-----	---------

又 医療職俸給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	10,200円
3 級	11,800円
4 級	14,000円
5 級	17,000円

ル 医療職俸給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,300円
4 級	7,700円
5 級	8,500円
6 級	9,700円

7 級	11,000円
8 級	12,800円

ヲ 医療職俸給表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,800円
7 級	11,100円

ワ 福祉職俸給表

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	7,200円
3 級	7,700円

4 級	8,700円
5 級	9,500円
6 級	10,700円

(人事院規則九一一七の一部改正)

第十二条 人事院規則九一一七(俸給の特別調整額)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(支給額)</p> <p>第二条 俸給の特別調整額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属す</p>	<p>(支給額)</p> <p>第二条 俸給の特別調整額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属す</p>

る職務の級及び当該職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、別表第二の俸給の特別調整額欄に定める額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員）にあつては育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数、育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては育児休業法第

る職務の級及び当該職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、別表第二の俸給の特別調整額欄に定める額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（次号において「育児短時間勤務職員等」という。））にあつては育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（次号において「算出率」という。）

二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれその額に乗じて得た額)

二 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の占める官職に係る俸給の特別

を、育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれその額に乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。))

二 法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員 当該職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の占める官職

調整額の区分に応じ、別表第三の俸給の特別調整額欄に定める額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

(給与法附則第八項の規定を受ける職員
の支給額)

第三条 給与法附則第八項の規定を受ける

に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、別表第三の俸給の特別調整額欄に定める額(同項に規定する短時間勤務の官職を占める職員にあつては勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては算出率をそれぞれその額に乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

(新設)

職員に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

（人事院規則九―二四の一部改正）

第十三条 人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）</p> <p>第八条の二（略）</p> <p>（権衡職員等の範囲）</p>	<p>（再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）</p> <p>第八条の二（略）</p> <p>（権衡職員等の範囲）</p>

第十五条 (略)

第十六条 給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与

法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居を含む。

）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利

第十五条 (略)

第十六条 給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与

法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居を含む。

）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利

用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交

用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交

通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものに限る。）

イ 法第六十条の二第一項の規定による採用
（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ、ニ （略）

二・三 （略）

（支給単位期間）

第十九条の三 （略）

通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものに限る。）

イ 法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定による採用（法第八十一条の二第一項の規定により退職した日（法第八十一条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ、ニ （略）

二・三 （略）

（支給単位期間）

第十九条の三 （略）

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線

鉄道等又は橋等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができ

る。
一 法第八十一条の六第一項の規定による退職

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線

鉄道等又は橋等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができ

る。
一 法第八十一条の二第一項の規定による退職

その他の離職をすること。

二〇五 (略)

その他の離職をすること。

二〇五 (略)

(人事院規則九―三四の一部改正)

第十四条 人事院規則九―三四(初任給調整手当)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第六条 初任給調整手当の支給期間は、第二条第一項又は第二項に規定する官職を占める職員にあつては三十五年、同条第三項に規定する官職を占める職員にあつては十年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第四条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第一に掲げる額(育児休業法第十三条第一項に</p>	<p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第六条 初任給調整手当の支給期間は、第二条第一項又は第二項に規定する官職を占める職員にあつては三十五年、同条第三項に規定する官職を占める職員にあつては十年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第四条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第一に掲げる額(育児休業法第十三条第一項に規定</p>

規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に育児休業法第十七條（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間間で除して得た数を、育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員にあつてはその額に育児休業法第二十五條の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を

する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に育児休業法第十七條（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員にあつてはその額に育児休業法第二十五條の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれ

それぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四条に規定する職員となつた日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年）を超えることとなる第二条第一項又は第二項に規定する官職を占める職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第四条に規定する職員となつた日からその超える

それぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四条に規定する職員となつた日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年）を超えることとなる第二条第一項又は第二項に規定する官職を占める職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第四条に規定する職員となつた日からその超えること

こととなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表第一の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。

一〇七 （略）

3 （略）

4 第一項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表

となる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。

一〇七 （略）

3 （略）

4 第一項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表

第一に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて各庁の長（その委任を受けた者を含む。）があらかじめ人事院の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事院が別に定めるところによる。

第七条 （略）

（給与法附則第八項の規定を受ける職員の支給期間及び支給額）

第七条の二 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第一」とあるのは

に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて各庁の長（その委任を受けた者を含む。）があらかじめ人事院の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事院が別に定めるところによる。

第七条 （略）

（新設）

「別表第一」とする。

別表第一 (第六条関係)

(略)

別表第二 (第七条の二関係)

期間の区分	職員の区分	
	2項職員	3項職員
1 年未満	円 35,600	円 70,000
2 年以上 3 年未満	35,600	70,000
3 年以上 4 年未満	35,600	70,000
4 年以上 5 年未満	35,600	70,000
5 年以上 6 年未満	35,600	63,000
6 年以上 7 年未満	34,300	56,000
7 年以上 8 年未満	33,000	49,000
8 年以上 9 年未満	31,800	42,000
9 年以上 10 年未満	30,700	35,000
10 年以上 11 年未満	29,300	28,000
11 年以上 12 年未満	28,000	21,000
12 年以上 13 年未満	26,700	
13 年以上 14 年未満	25,600	
14 年以上 15 年未満	24,500	
15 年以上 16 年未満	23,500	
16 年以上 17 年未満	22,500	
17 年以上 18 年未満	21,600	
18 年以上 19 年未満	20,600	
19 年以上 20 年未満	19,600	
20 年以上 21 年未満	18,600	
21 年以上 22 年未満	18,200	
22 年以上 23 年未満	17,800	
23 年以上 24 年未満	17,100	
24 年以上 25 年未満	16,700	
25 年以上 26 年未満	16,200	
26 年以上 27 年未満	15,800	
27 年以上 28 年未満	15,400	
28 年以上 29 年未満	14,900	
29 年以上 30 年未満	14,600	
30 年以上 31 年未満	14,400	
31 年以上 32 年未満	13,900	
32 年以上 33 年未満	13,300	
33 年以上 34 年未満	12,700	
34 年以上 35 年未満	12,200	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において、「2項職員」とは第2条第3項の旨を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の旨を占める職員をいう。

別表 (第六条関係)

(略)

(新設)

(人事院規則九―四〇の一部改正)

第十五条 人事院規則九―四〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 給与法第十九条の四第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 給与法第十九条の四第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一</p>

時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他人事院の定める者に限る。）となつた者

イゝニ（略）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他人事院の定める者に限る。）となつた者

項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第二十条第二項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他人事院の定める者に限る。）となつた者

イゝニ（略）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他人事院の定める者に限る。）となつた者

イゝニ (略)

第三条 (略)

第四条 基準日前一箇月以内において給与法の適用を受ける常勤の職員、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が二回以上ある者について前二条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。

(勤勉手当の成績率)

第十三条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁

イゝニ (略)

第三条 (略)

第四条 基準日前一箇月以内において給与法の適用を受ける常勤の職員、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が二回以上ある者について前二条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。

(勤勉手当の成績率)

第十三条 再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属

の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率にすることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一・二 (略)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の百八・五以上百分の二百以下（事

の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率にすることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一・二 (略)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の百八・五以上百分の二百以下（事

務次官、会計検査院事務総長、人事院事務
総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁
長官、金融庁長官及び消費者庁長官にあつ
ては、百分の百)

ロ・ハ (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員であ
つて、次の各号に掲げる職員に対する前項の規
定の適用については、当該各号に定めるところ
による。

一・二 (略)

3 5 (略)

第十三条の二 定年前再任用短時間勤務職員の成

務次官、会計検査院事務総長、人事院事務
総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁
長官、金融庁長官及び消費者庁長官(次条
第一項第三号において「事務次官等」とい
う。)にあつては、百分の百)

ロ・ハ (略)

2 再任用職員以外の職員であつて、次の各号に
掲げる職員に対する前項の規定の適用について
は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

3 5 (略)

第十三条の二 再任用職員の成績率は、次の各号

績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができ

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イゝハ (略)

に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ、第二号イ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができ

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イゝハ (略)

二 (略)

(削る)

二 (略)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員
百分の五十四・五以上（事務次官等にあつては、百分の五十二・五）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院

2 定年前再任用短時間勤務職員であつて、直近の業績評価の全体評語を付された時において人事評価政令第六条第二項第一号又は第二号に掲げる職員であつた職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号イ及びロ中「「優良」の段階以上」とあるのは「上位の段階」と、同号ロ中「「良好」」とあるのは「中位」と、同号ハ中「「やや不十分」の段階以下」とある

の定める職員を除く。） 百分の五十一

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の四十九以下

2 再任用職員であつて、次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

のは「下位の段階」とする。

(削る)

一 前項第一号又は第二号に掲げる職員のうち、直近の業績評価の全体評語を付された時に、人事評価政令第六条第二項第一号又は第二号に掲げる職員であつた職員 前項第一号イ及びロ中「優良」の段階以上」とあるのは「上位の段階」と、同号ロ中「良好」とあるのは「中位」と、同号ハ中「やや不十分」の段階以下」とあるのは「下位の段階」とする。

(削る)

二 前項第三号に掲げる職員のうち、直近の業績評価の全体評語を付された時において、人事評価政令第六条第二項第三号に掲げる職員

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「からハまで及び第二号イからハまで（当該全体評語が「優良」の段階である職員にあつては、同項第一号イ及び第二号イを除く。）並びに同項第三号イ又はロ」とあるのは、「又はロ及び第二号イ又はロ」と読み替えるものとする。

であつた職員 前項第三号イ及びロ中「上位の段階」とあるのは「優良」の段階以上」と、同号ロ中「中位」とあるのは「良好」と、同号ハ中「下位の段階」とあるのは「やや不十分」の段階以下」とする。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「からハまで及び第二号イからハまで（当該全体評語が「優良」の段階である職員にあつては、同項第一号イ及び第二号イを除く。）並びに同項」とあるのは、「又はロ、第二号イ又はロ及び」と読み替えるものとする。

（人事院規則九―五四の一部改正）

第十六条 人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事院規則で定める職員は、規則九―八九（単身赴任手当）<u>第五条第二項に該当する職員</u>（<u>法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。</u>）で、規則九―八九第五条第二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（検察官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員</p>	<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事院規則で定める職員は、規則九―八九（単身赴任手当）<u>第五条第二項に該当する職員</u>（<u>法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。</u>）で、規則九―八九第五条第二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（検察官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する</p>

等であつた者から引き続き俸給表の適用を受け
る職員となつた者にあつては当該適用、派遣法
第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流
法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学
院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福
島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二
十五号）第四十八条の三第一項若しくは第八十
九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オ
リンピック・パラリンピック特措法第十七条第
一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビー
ワールドカップ特措法第四条第一項の規定によ
る派遣若しくは令和七年国際博覧会特措法第二
十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰

行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸
給表の適用を受ける職員となつた者にあつては
当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派
遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交
流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規
定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成
二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一
項若しくは第八十九条の三第一項の規定による
派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック
特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成
三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条
第一項の規定による派遣若しくは令和七年国際
博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派

した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条の規定による有料宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。

遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条の規定による有料宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。

（人事院規則九―五五の一部改正）

第十七条 人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>（特地勤務手当に準ずる手当）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は官署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に勤務することとなった場合（人事院が定める場合に限る。）には、その日前の人事院が定める日。以下この条及び<u>第十一条</u>において同じ。）に受けていた俸給及び扶養手当の月額合計額（第六条において「異動等の日の俸給等の合計額」と</p>	<p>（特地勤務手当に準ずる手当）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は官署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に勤務することとなった場合（人事院が定める場合に限る。）には、その日前の人事院が定める日。以下この条において同じ。）に受けていた俸給及び扶養手当の月額合計額（<u>第六条</u>において「異動等の日の俸給等の合計額」という。）に、</p>

いう。)に、次の表の上欄に掲げる期間等の区
分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じ
て得た額(その額が現に受ける俸給及び扶養手
当の月額合計額に百分の六を乗じて得た額(同
条において「上限額」という。)を超えると
きは、当該額)とする。

(略)

3・4 (略)

第五条 (略)

2 (略)

3 給与法第十四条第二項の規定による特
地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額
は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当
該各号に定め

次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同
表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(そ
の額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額合
計額に百分の六を乗じて得た額(同条において
「上限額」という。)を超えるときは、当該額
)とする。

(略)

3・4 (略)

第五条 (略)

2 (略)

3 給与法第十四条第二項の規定による特
地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額
は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当
該各号に定め

るところによる。

一 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が俸給表の適用を受けることとなつた日又は交流採用をされた日に特地官署又は準特地官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項（同条第三項及び第十一条第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）並びに第十一条第二項の規定に

るところによる。

一 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が俸給表の適用を受けることとなつた日又は交流採用をされた日に特地官署又は準特地官署に異動したものとした場合に前条第一項から第三項までの規定により支給されることとなる期間及び額

より支給されることとなる期間及び額

二 新たに特地方官署又は準特地方官署に該当することとなつた官署に在勤する職員で指定日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する官署が当該異動の日前に特地方官署又は準特地方官署に該当していたものとした場合

合に前条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第二号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する官署が当該職員の俸給表の適用を受けることとなつた日又は交流採用をさ

二 新たに特地方官署又は準特地方官署に該当することとなつた官署に在勤する職員で指定日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する官署が当該異動の日前に特地方官署又は準特地方官署に該当していたものとした場合

合に前条第一項から第三項までの規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第二号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する官署が当該職員の俸給表の適用を受けることとなつた日又は交流採用をさ

れた日前に特地方署又は準特地方署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該官署に異動したものである場合に前条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

4
(略)

(給与法附則第八項の規定を受ける職員の特地方勤務手当基礎額)

第十条 給与法附則第八項の規定を受ける職員であつて、第二条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同

れた日前に特地方署又は準特地方署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該官署に異動したものである場合に前条第一項から第三項までの規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

4
(略)

(林野庁の官署に在勤する職員の特地方勤務手当に準ずる手当の特例)

第十条 規則九―五五―一一六(人事院規則九―五五(特地方勤務手当等)の一部を改正する人事院規則)の施行の日(以下「改正規則施行日」という。)において特地方署又は準特地方署(

項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

以下この条及び次条第一項において「特地官署等」という。）に該当することとなつた林野庁の官署に改正規則施行日に在勤する職員（改正規則施行日に当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員を除く。）のうち、改正規則施行日前において国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第二条第二項に規定する職員（以下この条

において「旧給与特例法適用職員」という。）
として勤務していた期間（常時勤務に服する者
として改正規則施行日の前日まで引き続き勤務
していた期間に限り、改正規則施行日前におい
て、かつて俸給表の適用を受ける職員（以下こ
の条において「俸給表適用職員」という。）と
して勤務していた職員であつて当該俸給表適用
職員から人事交流等により引き続き旧給与特例
法適用職員となつた者の当該俸給表適用職員と
して勤務していた期間を含む。）を俸給表適用
職員として勤務していたものとし、かつ、その
職員が旧給与特例法適用職員として勤務してい
た期間に勤務した官署のうち特地官署等に相当

する官署として人事院が定める官署が改正規則
施行日前に特地方官署等に該当していたものとし
た場合に給与法第十四条第一項に規定する特地方
勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するこ
ととなるもの（次条において「特例対象職員」
という。）については、同条第二項の規定によ
り同条第一項の規定による手当を支給される職
員との権衡上必要があると認められるものとし
て人事院規則で定める職員とする。

（新設）

2 | 給与法附則第八項の規定を受ける職員
のうち、第二条第三項各号又は第四項各号に掲
げる職員であるものの同条第一項の特地方勤務手
当基礎額は、前項並びに同条第三項及び第四項

の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事院の定めるところにより算出した額とする。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額）

第十一条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第十一条 特例対象職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、第五条第三項の規定にかかわらず、前条に規定する場合に第四条第一項の規定により支給されることとなる期間（当該場合における同項の異動等の日から三年以上が経過した職員のうち人事院が定める職員にあつては、六年を超えない範囲内において人事院が定める期間）及びその職員が改正規則施行日に特地官署等に異動したものとした

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>2 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員のうち、第四条第三項各号に掲げる職員であるものの特勤手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第三項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事院の定めるところにより算出した額とする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>2 特例対象職員については、第五条第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第十一条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>場合に第四条第二項又は第三項の規定により支給されることとなる額とする。</p>
<p>第五条 (略)</p> <p>(権衡職員の範囲等)</p>	<p>第五条 (略)</p> <p>(権衡職員の範囲等)</p>
<p>(人事院規則九―八九の一部改正)</p> <p>第十八条 人事院規則九―八九(単身赴任手当)の一部を次の表により改正する。</p>	

2 給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規

定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると考えられるものうち、単身で生活することを常況とする職員

2 給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規

定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると考えられるものうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 法第六十条の二第一項の規定による採用
(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

イ 法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定による採用(法第八十一条の二第一項の規定により退職した日(法第八十一条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

ロ 二 (略)

ロ 二 (略)

二 八 (略)

二 八 (略)

(人事院規則九一九三の一部改正)

第十九条 人事院規則九一九三(管理職員特別勤務手当)の一部を次の表により改正する。

改正後

改正前

(管理職員特別勤務手当の額等)

(管理職員特別勤務手当の額等)

第二条 (略)

2 給与法第十九条の三第三項第一号イの人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員（給与法第十条の二第二項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。）次に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ、ホ (略)

- 二 定年前再任用短時間勤務職員（法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）である管理監督

第二条 (略)

2 給与法第十九条の三第三項第一号イの人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 管理監督職員（給与法第十条の二第二項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。）次に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ、ホ (略)

(新設)

職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める
官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、
それぞれ次に定める額

イ 一種 一万一千円

ロ 二種 九千円

ハ 三種 七千五百円

ニ 四種 六千円

ホ 五種 五千円

三 次号に掲げる職員以外の専門スタッフ職俸
給表の適用を受ける職員でその職務の級が二
級以上であるもの 次に掲げる当該職員の属
する職務の級に応じ、それぞれ次に定める額

イ・ロ (略)

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
でその職務の級が二級以上であるもの 次に
掲げる当該職員の属する職務の級に応じ、そ
れぞれ次に定める額

イ・ロ (略)

四 定年前再任用短時間勤務職員である専門ス

タッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの 次に掲げる当該職員の属する職務の級に応じ、それぞれ次に定める額

イ 三級及び四級 一万一千円

ロ 二級 九千円

五・六 (略)

第三条 給与法第十九条の三第三項第二号の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員 次

(新設)

三・四 (略)

第三条 給与法第十九条の三第三項第二号の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一種 六千円

に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 六千円

ロ 二種 五千円

ハ 三種 四千三百円

ニ 四種 三千五百円

ホ 五種 三千円

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 五千五百円

二 二種 五千円

の管理職員特別勤務手当の額

(給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員

1
(略)

(施行期日)

附則

2
(略)

(削る)

(削る)

(削る)

ホ| 五種| 二千五百円

ニ| 四種| 三千円

ハ| 三種| 三千八百円

ロ| 二種| 四千五百円

1
(略)

(施行期日)

附則

2
(略)

五| 五種| 三千円

四| 四種| 三千五百円

三| 三種| 四千三百円

(人事院規則九―五の一部改正)

2

給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員
に対する第二条第二項及び第三条第一項の規定
の適用については、当分の間、第二条第二項第
一号及び第三号並びに第三条第一項第一号中「
定める額」とあるのは、「定める額に百分の七
十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端
数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上
百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切
り上げた額）」とする。

(削る)

2

人事院規則九―五（給与簿）の一部を次のよ
うに改正する。

第三条中第三号を第四号とし、第二号を第三
号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 管理職員特別勤務手当の計算上必要な事項
第六条第一号中「宿日直手当」の下に「管
理職員特別勤務手当」を加える。

(人事院規則九―七の一部改正)

3

人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を
次のように改正する。

第十一条の前の見出し中「及び宿日直手当」

	<p>を「、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当」に改め、同条中「及び宿日直手当」を「、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当」に、「但し」を「ただし」に、「取扱」を「取扱い」に改める。</p> <p>第十二条中「及び宿日直手当」を「、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当」に改める。</p>
--	--

(人事院規則九―一〇七の一部改正)

第二十条 人事院規則九―一〇七(再任用短時間勤務職員等の俸給月額)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>定年前再任用短時間勤務職員等の俸給月額の端数計算</p>	<p>再任用短時間勤務職員等の俸給月額の端数計算</p>

次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による俸給月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。

一 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 給与法第八条第十二項

二 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（附則第二項において「育児短時間勤務職員等」という。）

次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による俸給月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。

一 法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの 給与法

第八条の二

二 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員 育児休業法第十六条（育児休業法第二十二条において準用

育児休業法第十六条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた給与法第六条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条第四項、第五項、第七項若しくは第八項、育児休業法第十八条の規定により読み替えられた任期付職員法第六条第三項若しくは第四項又は育児休業法第十九条の規定により読み替えられた任期付職員法第七条第二項若しくは第三項

する場合を含む。）の規定により読み替えられた給与法第六条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条第四項、第五項、第七項、第八項若しくは第十二項、育児休業法第十八条の規定により読み替えられた任期付職員法第六条第三項若しくは第四項、育児休業法第十九条の規定により読み替えられた任期付職員法第七条第二項若しくは第三項、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号。次号において「平成二十二年給与法等改正法」という。）附則第五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第一項、国家

公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律
(平成二十四年法律第二号。次号において「給
与改定特例法」という。) 附則第八条第四項(同
条第五項において準用する場合を含む。)の
規定により読み替えられた同条第一項、第二項
若しくは第三項又は一般職の職員の給与に関す
る法律等の一部を改正する法律(平成二十九年
法律第七十七号。次号において「平成二十九年
給与法等改正法」という。) 附則第三条第二項
(同条第三項において準用する場合を含む。)
の規定により読み替えられた同条第一項

三 育児休業法第二十三条第二項に規定する任期三
付短時間勤務職員 育児休業法第二十四条の規

三 育児休業法第二十三条第二項に規定する任期三
付短時間勤務職員 育児休業法第二十四条の規

定により読み替えられた給与法第六条の二第一項若しくは第二項又は第八条第四項、第五項、第七項若しくは第八項

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

定により読み替えられた給与法第六条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条第四項、第五項、第七項若しくは第八項、平成二十二年給与法等改正法附則第五条第四項の規定により読み替えられた同条第一項、給与改定特例法附則第八条第六項の規定により読み替えられた同条第一項、第二項若しくは第三項又は平成二十九年給与法等改正法附則第三条第四項の規定により読み替えられた同条第一項

附則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

(給与法附則第八項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の俸給月額)の端数計算)

2 | 育児休業法附則第二条第一項(同条第二項の

規定により読み替えられた育児休業法第二十二
条において準用する場合を含む。)の規定によ
り読み替えられた給与法附則第八項の規定の適
用を受ける育児短時間勤務職員等について、同
項の規定による俸給月額に一円未満の端数があ
るときは、その端数を切り捨てた額をもって当
該育児短時間勤務職員等の俸給月額とする。

(新設)

(人事院規則九―一二二の一部改正)

第二十一条 人事院規則九―一二二(広域異動手当)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(給与法第十一条の八第三項の規定による広域
異動手当)

第五条 (略)

2 給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずる
ものとして人事院規則で定めるものは、次に掲
げるものとする。

一 法第六十条の二第一項の規定による採用(法
の規定により退職した日の翌日におけるも
のに限る。)をされること。

(給与法第十一条の八第三項の規定による広域
異動手当)

第五条 (略)

2 給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずる
ものとして人事院規則で定めるものは、次に掲
げるものとする。

一 法第八十一条の四第一項又は第八十一条の
五第一項の規定による採用(法第八十一条の
二第一項の規定により退職した日(法第八十
一条の三の規定により勤務した後退職した日
及び当該採用に係る任期が満了した日を含む
。)の翌日におけるものに限る。)をされる
こと。

二〇十一 (略)
三〇五 (略)

二〇十一 (略)
三〇五 (略)

(人事院規則九―一二三の一部改正)

第二十二條 人事院規則九―一二三(本府省業務調整手当)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(本府省業務調整手当の月額)</p> <p>第六條 給与法第十条の三第二項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される俸給表及び当該職員の属する職務</p>	<p>(本府省業務調整手当の月額)</p> <p>第六條 給与法第十条の三第二項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される俸給表及び当該職員の属する職務</p>

の級に応じ、別表の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の月額欄に定める額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員にあつては育児休業法第十七条（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数）を、育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては育児休業法第二十五條の規定により読み替えられた勤

の級に応じ、別表の再任用職員以外の職員の月額欄に定める額（育児休業法第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員（次号において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては育児休業法第十七条（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（次号において「算出率」という。）を、育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間

勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれの額に乗じて得た額)

二 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される俸給表及び当該職員の属する職務の級に応じ、別表の定年前再任用短時間勤務職員の基準月額欄に定める額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間

勤務職員にあつては育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれの額に乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるとときは、その端数を切り捨てた額)

二 法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員 当該職員に適用される俸給表及び当該職員の属する職務の級に応じ、別表の再任用職員の月額欄に定める額(同項に規定する短時間勤務の官職を占める職員にあつては勤務時間法第五

を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

附 則

(給与法附則第八項の規定を受ける職員
の本府省業務調整手当の月額)

第二条 給与法附則第八項の規定を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、
当分の間、同条第一号中「別表の定年前再任用
短時間勤務職員以外の職員の月額欄に定める額

条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては算出率をそれぞれその額に乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

附 則

(平成二十二年三月三十一日までの間における
本府省業務調整手当の月額)

第二条 平成二十二年三月三十一日までの間における第六条の規定の適用については、同条中「別表」とあるのは、「附則別表」とする。

「とあるのは、「附則別表の月額欄に定める額」とする。

附則別表（附則第二条関係）

行政職俸給表 (一)							俸給表及び職務の級	月額
七級以上	六級	五級	四級	三級	二級	一級		
二九、三〇〇円	二七、四〇〇円	二六、二〇〇円	一五、五〇〇円	一二、三〇〇円	六、二〇〇円	五、〇〇〇円		

附則別表（附則第二条関係）

行政職俸給表 (一)							職務の級	俸給表及び職務の級の職員	
以上	七級	六級	五級	四級	三級	二級		一級	再任用職員以外 の職員の月額
四一、四〇〇円	三八、八〇〇円	三七、一〇〇円	三七、一〇〇円	七、四〇〇円	五、八〇〇円	二、二〇〇円	一、八〇〇円		
三四、二〇〇円	三〇、一〇〇円	二七、六〇〇円	二七、六〇〇円	五、六〇〇円	五、二〇〇円	二、一〇〇円	一、八〇〇円		

税務職俸給表							専門行政職俸給表				
七級以上	六級	五級	四級	三級	二級	一級	五級以上	四級	三級	二級	一級
二九、三〇〇円	二七、四〇〇円	二六、二〇〇円	一五、五〇〇円	一二、三〇〇円	六、二〇〇円	五、〇〇〇円	二九、三〇〇円	二七、四〇〇円	一五、五〇〇円	一二、三〇〇円	六、二〇〇円

税務職俸給表							専門行政職俸給表					
七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	以上	五級	四級	三級	二級	一級
四一、四〇〇円	三八、八〇〇円	三七、一〇〇円	七、四〇〇円	五、八〇〇円	二、二〇〇円	一、八〇〇円		四一、四〇〇円	三八、八〇〇円	七、四〇〇円	五、八〇〇円	二、二〇〇円
三四、二〇〇円	三〇、一〇〇円	二七、六〇〇円	五、六〇〇円	五、二〇〇円	二、一〇〇円	一、八〇〇円		三四、二〇〇円	三〇、一〇〇円	五、六〇〇円	五、二〇〇円	二、一〇〇円

(二) 公安職俸給表			(一) 公安職俸給表							
三級	二級	一級	八級以上	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
一、二、三〇〇〇円	六、二〇〇〇円	五、〇〇〇〇円	二九、三〇〇〇円	二七、四〇〇〇円	二六、二〇〇〇円	一五、五〇〇〇円	一二、三〇〇〇円	六、二〇〇〇円	五、〇〇〇〇円	五、〇〇〇〇円

(二) 俸給表 公安職			(一) 俸給表 公安職									
三級	二級	一級	以上	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	以上
五、八〇〇〇円	二、二〇〇〇円	一、八〇〇〇円		四一、四〇〇〇円	三八、八〇〇〇円	三七、一〇〇〇円	七、四〇〇〇円	五、八〇〇〇円	二、二〇〇〇円	一、八〇〇〇円	一、八〇〇〇円	
五、二〇〇〇円	二、一〇〇〇円	一、八〇〇〇円		三四、二〇〇〇円	三〇、一〇〇〇円	二七、六〇〇〇円	五、六〇〇〇円	五、二〇〇〇円	二、一〇〇〇円	一、八〇〇〇円	一、八〇〇〇円	

俸給表及び 相当す 定年前再 定年前再	別表（第五条、第六条関係）									
	研究職俸給表									
	五級以上	四級	三級	二級	一級	七級以上	六級	五級	四級	
	二九、三〇〇円	二七、四〇〇円	一五、五〇〇円	六、二〇〇円	五、〇〇〇円	二九、三〇〇円	二七、四〇〇円	二六、二〇〇円	一五、五〇〇円	

俸給表及び 相当す 再任用職 再任用職	別表（第五条、第六条関係）										
	研究職俸給表										
	以上	五級	四級	三級	二級	一級	以上	七級	六級	五級	四級
		四一、四〇〇円	三八、八〇〇円	七、四〇〇円	二、二〇〇円	一、八〇〇円		四一、四〇〇円	三八、八〇〇円	三七、一〇〇円	七、四〇〇円
	三四、二〇〇円	三〇、一〇〇円	五、六〇〇円	二、一〇〇円	一、八〇〇円		三四、二〇〇円	三〇、一〇〇円	二七、六〇〇円	五、六〇〇円	

(略)	職務の級	の級	任用短時 間勤務職 員以外の 職員の月 額	任用短時 間勤務職 員の基準 月の額
(略)				
(略)	る職務			
(略)	員以外の			
(略)	員の月額			

(略)	職務の級	の級	員以外の 職員の月 額	員の月額
(略)				
(略)	る職務			
(略)	員以外の			
(略)	員の月額			

(人事院規則一〇―一二の一部改正)

第二十三条 人事院規則一〇―一二(職員の留学費用の償還)の一部を次の表により改正する。

改正後

改正前

<p>第九条 留学費用償還法第三条第一項の規定が適用されない場合)</p>	<p>(留学費用償還法第三条第一項の規定が適用されない場合)</p>
---------------------------------------	------------------------------------

<p>第九条 留学費用償還法第四条第四号の人事院規</p>	<p>第九条 留学費用償還法第三条第一項の規定が適用されない場合)</p>
-------------------------------	---------------------------------------

則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 職員が、年齢六十年に達した日以後に法の規定により退職した場合（引き続いて法第六十条の二第一項の規定により採用される場合に限る。）

三 (略)

四 検察官が、検察庁法第二十二條第一項の規定により退官した場合

五 前各号に掲げる場合のほか、留學費用償還法第四條第一号から第三号までに掲げる場合に準ずる場合として人事院が定める場合

第十二條 留學費用償還法第五條第二項の規定に

則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

(新設)

二 (略)

三 検察官が、検察庁法第二十二條の規定により退官した場合

四 前三号に掲げる場合のほか、留學費用償還法第四條第一号から第三号までに掲げる場合に準ずる場合として人事院が定める場合

第十二條 留學費用償還法第五條第二項の規定に

より読み替えて適用する留学費用償還法第四条の各号列記以外の部分の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)

第五十条の規定により退官した場合、準用国家公務員法第八十一条の規定により退職した場合(準用国家公務員法第八十一条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)、国会職員法第十五条の六第一項の規定により退職した場合(同法第十五条の七第一項の期限又は同条第二項の規定によ

より読み替えて適用する留学費用償還法第四条の各号列記以外の部分の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)

第五十条の規定により退官した場合、準用国家公務員法第八十一条の規定により退職した場合(準用国家公務員法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)、国会職員法第十五条の二第一項の規定により退職した場合(同法第十五条の三第一項の期限又は同条第二項の規定によ

り延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、自衛隊法第四十四条の六第一項若しくは第四十五条第一項の規定により退職した場合（同法第四十四条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合及び同法第四十五条第三項又は第四項の規定により勤務した後退職した場合を含む。）、地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した場合（同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことによ

り延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、自衛隊法第四十四条の二第一項若しくは第四十五条第一項の規定により退職した場合（同法第四十四条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した場合（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことによ

り退職した場合

四〇六 (略)

り退職した場合

四〇六 (略)

(人事院規則一一―四の一部改正)

第二十四条 人事院規則一一―四(職員の身分保障)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(総則)</p> <p>第一条 職員の身分保障(法第八十一条の二第一項本文の規定による他の官職への降任及び規則一一―一一(管理監督職勤務上限年齢による降任等)第五条の規定による降任並びに降給を除く。)については、官職の職務と責任の特殊性に基づいて法附則第四条の規定により法律又は規則をもつて別段の定めをした場合を除いて、</p>	<p>(総則)</p> <p>第一条 職員の身分保障(降給を除く。)については、官職の職務と責任の特殊性に基づいて法附則第十三条の規定により法律又は規則をもつて別段の定めをした場合を除いて、この規則の定めるところによる。</p>

この規則の定めるところによる。

(専従休職者の特例)

第十一条 専従休職者で内閣府設置法第十八条の重要政策に関する会議若しくは同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項の機関若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の諮問的な非常勤官職又はこれらに準ずる非常勤官職を占めるもの（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるものを除く。）は、法第十条第四項の規定にかかわらず、当該非常勤官職の職務に従事することができる。

(専従休職者の特例)

第十一条 専従休職者で内閣府設置法第十八条の重要政策に関する会議又は同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項の機関若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の諮問的な非常勤官職又はこれらに準ずる非常勤官職を占めるもの（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるものを除く。）は、法第十条第四項の規定にかかわらず、当該非常勤官職の職務に従事することができる。

(人事院規則一一一〇の一部改正)

第二十五条 人事院規則一一一〇(職員の降給)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(降給の種類)</p> <p>第三条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)</p> <p>及び降号(職員の意に反して、当該職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。以下同じ。)</p> <p>並びに法第八十一条の二</p> <p>第一項に規定する降給(同項本文の規定による他の官職への転任により現に属する職務の級より同一の俸給表の下位の職務の級に分類されて</p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第三条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)</p> <p>及び降号(職員の意に反して、当該職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。以下同じ。)</p> <p>とする。</p>

いる職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。

(降格の事由)

第四条 各庁の長(給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、職員が降任又は転任(規則一一一一(管理監督職勤務上限年齢による降任等) 第五条第一号又は第二号に掲げる場合における法第八十一条の二第一項に規定する他の官職への転任に限る。 第六条第一項において同じ。)により現に属する職務の級より同一の俸給表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに

(降格の事由)

第四条 各庁の長(給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第二号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、各庁の長が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第二号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、各庁の長が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

一・二 (略)

(臨時的職員又は条件付採用期間中の職員の特例)

第六条 各庁の長は、臨時的職員が降任により、又は条件付採用期間中の職員が降任又は転任により、現に属する職務の級より同一の俸給表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行す

一・二 (略)

(臨時的職員又は条件付採用期間中の職員の特例)

第六条 各庁の長は、臨時的職員又は条件付採用期間中の職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、いつでもこ

ることとなつた場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認められる場合は、いつでもこれらの職員を降格することができる。

一・二 (略)

2 (略)

(処分説明書の写しの提出)

第八条 各庁の長は、降給（法第八十一条の二第三項に規定する他の官職への降任等に伴う降給を除く。）をしたときは、法第八十九条第一項に規定する説明書の写し一通を人事院に提出しなければならない。

附則

これらの職員を降格することができる。

一・二 (略)

2 (略)

(処分説明書の写しの提出)

第八条 各庁の長は、職員を降給させたときは、法第八十九条第一項に規定する説明書の写し一通を人事院に提出しなければならない。

附則

(施行期日)

1 | この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員
に対する規定の適用)

2 | 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員
に対する第三条及び第八条の規定の適用につい
ては、当分の間、第三条中「とする」とあるの
は「並びに給与法附則第八項の規定による降給
とする」と、第八条中「を除く」とあるのは「
及び給与法附則第八項の規定による降給を除く
」とする。

3 | 第七条の規定は、給与法附則第八項の規定に

この規則は、平成二十一年四月一日から施行す
る。

(新設)

(新設)

よる降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則九―一四七（給与法附則第八項の規定による俸給月額）第六条の規定により、同項の規定の適用により俸給月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（人事院規則二二―〇の一部改正）

第二十六条 人事院規則二二―〇（職員の懲戒）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>（総則）</p> <p>第一条 職員の懲戒は、官職の職務と責任の特殊性に基づいて法附則第四条の規定により法律又は規則をもつて別段の定めをした場合を除き、</p>	<p>（総則）</p> <p>第一条 職員の懲戒は、官職の職務と責任の特殊性に基づいて法附則第十三条の規定により法律又は規則をもつて別段の定めをした場合を除き、こ</p>

この規則の定めるところによる。

(減給)

第三条 減給は、一年以下の期間、その発令の日
に受ける俸給の月額の五分の一以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける俸給の月額の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

の規則の定めるところによる。

(減給)

第三条 減給は、一年以下の期間、俸給の月額の五分の一以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。

(人事院規則一三一五の一部改正)

第二十七条 人事院規則一三一五(職員からの苦情相談)の一部を次の表により改正する。

改正後

(人事院に対する苦情相談)

第二条 職員は、人事院に対し、文書又は口頭に

改正前

(人事院に対する苦情相談)

第二条 職員は、人事院に対し、文書又は口頭に

より苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。

一 (略)

二 法第六十条の二第一項の規定による採用に関する苦情相談

2 (略)

(記録の作成等)

第六条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、毎年、苦情相談の概要を人事院に報告しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

より苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。

一 (略)

二 法第八十一条の四又は第八十一条の五の規定に基づく採用に関する苦情相談

2 (略)

(記録の作成等)

第六条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、人事院に報告しなければならない。

附則

1| この規則は、公布の日から施行する。

(削る)

2 平成十三年三月三十一日までの間は、第二条第二号中「第八十一条の四又は第八十一条の五」とあるのは、「第八十一条の四」とする。

(人事院規則一四―七の一部改正)

第二十八条 人事院規則一四―七(政治的行為)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(適用の範囲)</p> <p>1 法及び規則中政治的行為の禁止又は制限に関する規定は、臨時的任用として勤務する者、条件付任用期間の者、休暇、休職又は停職中の者及びその他理由のいかんを問わず一時的に勤務しない者をも含む<u>全ての</u>一般職に属する職員に適用する。ただし、顧問、参与、委員その他</p>	<p>(適用の範囲)</p> <p>1 法及び規則中政治的行為の禁止又は制限に関する規定は、臨時的任用として勤務する者、条件付任用期間の者、休暇、休職又は停職中の者及びその他理由のいかんを問わず一時的に勤務しない者をも含む<u>すべての</u>一般職に属する職員に適用する。ただし、顧問、参与、委員その他</p>

<p>事院の指定するこれらと同様な諮問的な非常勤の職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）が他の法令に規定する禁止又は制限に触れることなしにする行為には適用しない。</p> <p>2～8（略）</p>	<p>人事院の指定するこれらと同様な諮問的な非常勤の職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）が他の法令に規定する禁止又は制限に触れることなしにする行為には適用しない。</p> <p>2～8（略）</p>
---	---

（人事院規則一四―八の一部改正）

第二十九条 人事院規則一四―八（営利企業の役員等との兼業）の一部を次の表により改正する。

<p>改正後</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、法第百三条第一項の</p>	<p>改正前</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、法第百三条第一項</p>
--	--

規定は適用しない。

7
(略)

の規定は適用しない。

7
(略)

(人事院規則一四―一七の一部改正)

第三十条 人事院規則一四―一七(研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第十二条 この規則は、非常勤職員(法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)及び臨時的職員については、適用しない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第十二条 この規則は、非常勤職員(法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)及び臨時的職員については、適用しない。</p>

(人事院規則一四―一八の一部改正)

第三十一条 人事院規則一四―一八(研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業)の一部を次の表によ

り改正する。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(適用除外) 第十二条 この規則は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、適用しない。</p>	<p>(適用除外) 第十二条 この規則は、非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、適用しない。</p>

(人事院規則一四一九の一部改正)

第三十二条 人事院規則一四一九（研究職員の株式会社の監査役との兼業）の一部を次の表により改正する。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(適用除外) 第十二条 この規則は、非常勤職員（法第六十条</p>	<p>(適用除外) 第十二条 この規則は、非常勤職員（法第八十一</p>

の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)及び臨時的職員については、適用しない。

条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)及び臨時的職員については、適用しない。

(人事院規則一四―二二の一部改正)

第三十三条 人事院規則一四―二二(株式会社所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(報告等)</p> <p>第二条 職員(非常勤職員(法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。))及び臨時的職員を除く。以下同じ。)</p> <p>が株式会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式又は会社法の施行に伴う関係法律の整</p>	<p>(報告等)</p> <p>第二条 職員(非常勤職員(法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。))及び臨時的職員を除く。以下同じ。)</p> <p>が株式会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式又は会社法の施行に伴う関係法律の</p>

備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社の発行済株式の四分の一を超える株式を有する場合で、当該株式会社又は当該特例有限会社（以下「会社」という。）が当該職員の在職する国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁、各省並びに宮内庁及び各外局をいう。）又は行政執行法人（以下「在職機関」という。）と密接な関係にあるとき（以下「株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合」という。）は、当該職員は、株式所有状況報告書により、所轄庁の長又は行政執行法人の長（以下「所轄庁の長等」という。）を経由

整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社の発行済株式の四分の一を超える株式を有する場合で、当該株式会社又は当該特例有限会社（以下「会社」という。）が当該職員の在職する国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁、各省並びに宮内庁及び各外局をいう。）又は行政執行法人（以下「在職機関」という。）と密接な関係にあるとき（以下「株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合」という。）は、当該職員は、株式所有状況報告書により、所轄庁の長又は行政執行法人の長（以下「所轄庁の長等」という。）を経

して、人事院に報告しなければならない。

254 (略)

由して、人事院に報告しなければならない。

254 (略)

(人事院規則一五―一四の一部改正)

第三十四条 人事院規則一五―一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第三条 勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 勤務時間は、一日につき六時間以上とすること。ただし、休日(勤務時間法第十四条に</p>	<p>(勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第三条 勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 勤務時間は、一日につき六時間以上とすること。ただし、休日(勤務時間法第十四条に</p>

規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事院の定める日（以下この条及び第四条の三において「休日等」という。）については、七時間四十分（法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員等の勤務時間法第六条第三項に規定する単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同条第一項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第四条の三第一項第二号にお

規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事院の定める日（以下この条及び第四条の三において「休日等」という。）については、七時間四十分（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）にあつては、当該再任用短時間勤務職員等の勤務時間法第六条第三項に規定する単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同条第一項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第四条の三第一項第二号において同じ。）とすること。

て同じ。)とすること。

二・三 (略)

2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員等に七時間四十分五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、第一項第一号(ただし書を除く。)及び第二号又は第二項各号(休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。)に定める基準によらないことができるものとする。

4 (略)

(超過勤務を命ずる際の考慮)

二・三 (略)

2 (略)

3 再任用短時間勤務職員等に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、第一項第一号(ただし書を除く。)及び第二号又は第二項各号(休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。)に定める基準によらないことができるものとする。

4 (略)

(超過勤務を命ずる際の考慮)

第十六条 (略)

第十六条の二 各省各庁の長は、定年前再任用短時間勤務職員等に超過勤務を命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する官職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(年次休暇の日数)

第十八条 勤務時間法第十七条第一項第一号(育児休業法第十七条又は第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十八条の三において同じ。)の人事院規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各

第十六条 (略)

第十六条の二 各省各庁の長は、再任用短時間勤務職員等に超過勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する官職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(年次休暇の日数)

第十八条 勤務時間法第十七条第一項第一号(育児休業法第十七条又は第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十八条の三において同じ。)の人事院規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各

号に定める日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

一 齊一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）
二十日に齊一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不齊一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）
百五十五時間に育児休業

号に定める日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

一 齊一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）
二十日に齊一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不齊一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）
百五十五時間に育児休業法第十

法第十七条若しくは第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項又は勤務時間法第五条第二項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

第十八条の二 勤務時間法第十七条第一項第二号の人事院規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- 一 当該年の中途において、新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職すること

七条又は第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項又は第二項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

第十八条の二 勤務時間法第十七条第一項第二号の人事院規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- 一 当該年の中途において、新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職すること

ととなる職員（次号に掲げる職員を除く。）

その者の当該年における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に掲げる日数（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事院が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

二 当該年において、行政執行法人職員等（勤務時間法第十七条第一項第三号に規定する行政執行法人職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者であつて引き続き新たに職員となったもの又は官民人事交流法第二条第二項に規定する民間企業に雇用された者

ととなる職員（次号に掲げる職員を除く。）

その者の当該年における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事院が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

二 当該年において、行政執行法人職員等（勤務時間法第十七条第一項第三号に規定する行政執行法人職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者であつて引き続き新たに職員となったもの又は官民人事交流法第二条第二項に規定する民間企業に雇用された者

であつて引き続き官民人事交流法第二十条に規定する交流採用職員となつたもの 行政執行法人職員等となつた日又は同条に規定する交流元企業に雇用された日において新たに職員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第一の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員等である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事院が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

であつて引き続き官民人事交流法第二十条に規定する交流採用職員となつたもの 行政執行法人職員等となつた日又は同条に規定する交流元企業に雇用された日において新たに職員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第一の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。第四項第二号において同じ。）又は任期付短時間勤務職員である場合に

2・3 (略)

4 勤務時間法第十七条第一項第三号の人事院規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。

一 (略)

二 定年前再任用短時間勤務職員等 その者の勤務時間等を考慮し、人事院が別に定める日数

あつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事院が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

2・3 (略)

4 勤務時間法第十七条第一項第三号の人事院規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。

一 (略)

二 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、人事院が別に定める日数

第十八条の三 次の各号に掲げる場合において、一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときは、当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては勤務時間法第十七条第一項第一号又は第二号に掲げる日数に同条第二項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該

第十八条の三 次の各号に掲げる場合において、一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときは、当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては勤務時間法第十七条第一項第一号又は第二号に掲げる日数に同条第二項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該

日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該各号に定め、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第二十条の規定による短時間勤務のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号に

一 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において

において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における一週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間の勤務日の日数で除して得た率

二 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第二十二条の規定に

同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における一週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間の勤務日の日数で除して得た率

二 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第二十二条の規定による短

<p>よる短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</p> <p>三・四 (略)</p>
--	---

(人事院規則一六〇の一部改正)

第三十五条 人事院規則一六〇(職員の災害補償)の一部を次の表により改正する。

<p>改正後</p> <p>(平成二十六年四月以降の分として支給される補償等に係る平均給与額の特例)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、検察官に対する補償及び福祉</p>	<p>改正前</p> <p>(平成二十六年四月以降の分として支給される補償等に係る平均給与額の特例)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、検察官に対する補償及び福祉</p>
---	---

事業に係る平均給与額について準用する。この場合において、同項中「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この条において「給与改定特例法」という。）第三章」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律附則第四条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下「給与改定特例法」という。）第九条第二項」とあるのは「又は給与改定特例法第十条」とあるのは「又は検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）附則第

事業に係る平均給与額について準用する。この場合において、同項中「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この条において「給与改定特例法」という。）第三章」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下「給与改定特例法」という。）第九条第二項」と、「又は給与改定特例法第十条」とあるのは「又は検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）附則第二

二条」と、「給与改定特例法第三章」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律附則第四条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる給与改定特例法第九条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「補償法第四条第一項」と、「同条の」とあるのは「第十二条の二条の」と、「給与改定特例法第十条の規定にかかわらず」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条の規定にかかわらず」と読み替えるものとする。

「と、「給与改定特例法第三章」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる給与改定特例法第九条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「補償法第四条第一項」と、「同条の」とあるのは「第十二条の」と、「給与改定特例法第十条の規定にかかわらず」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条の規定にかかわらず」と読み替えるものとする。

(人事院規則一七―二の一部改正)

第三十六条 人事院規則一七―二(職員団体のための職員の行為)の一部を次の表により改正する。

改正後

改正前

(諮問的な非常勤官職を占める職員に関する特例)

第五条 法第百八条の六第一項の規定は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の審議会等の諮問的な非常勤官職又はこれらに準ずる非常勤官職のみを占める職員(法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)には適用されない。

(専従の期間に関する特例)

第八条 法附則第七条の規定により読み替えられた法第百八条の六第三項の人事院規則で定める期間は、七年とする。

(諮問的な非常勤官職を占める職員に関する特例)

第五条 法第百八条の六第一項の規定は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の審議会等の諮問的な非常勤官職又はこれらに準ずる非常勤官職のみを占める職員(法第十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)には適用されない。

(専従の期間に関する特例)

第八条 法附則第十八条の規定により読み替えられた法第百八条の六第三項の人事院規則で定める期間は、七年とする。

(人事院規則一八〇の一部改正)

第三十七条 人事院規則一八—〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>（派遣除外職員）</p> <p>第一条 派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 条件付採用期間中の職員</p> <p>四 法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>五十三 （略）</p>	<p>（派遣除外職員）</p> <p>第一条 派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 条件付採用期間中の職員（指令で定める職員を除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>四十二 （略）</p>

(平均給与額の特例)

第八条の二 (略)

2 前項の規定は、検察官に対する補償及び福祉事業に係る平均給与額について準用する。この場合において、同項中「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第三章」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第四条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第九条第二項」と、「同章」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律

(平均給与額の特例)

第八条の二 (略)

2 前項の規定は、検察官に対する補償及び福祉事業に係る平均給与額について準用する。この場合において、同項中「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第三章」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第九条第二項」と、「同章」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律第十

附則第四条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条第二項」と読み替えるものとする。

条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条第二項」と読み替えるものとする。

(人事院規則一九一〇の一部改正)

第三十八条 人事院規則一九一〇(職員の育児休業等)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第三条 育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第三条 育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p>

長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

三・四 (略)

(育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める日)

第三条の三 育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 (略)

二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該

二・三 (略)

(育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める日)

第三条の三 育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 (略)

二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該

子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「国等育児休業」という。）をして
いる場合において当該非常勤職員が当該子に
ついて育児休業をしようとする場合（当該育
児休業の期間の初日とされた日が当該子の一
歳到達日の翌日後である場合又は当該国等育
児休業の期間の初日前である場合を除く。）

当該子が一歳二か月に達する日（当該日が
当該育児休業の期間の初日とされた日から起
算して育児休業等可能日数（当該子の出生の
日から当該子の一歳到達日までの日数をいう
。）から育児休業等取得日数（当該子の出生

子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条
において「国等育児休業」という。）をして
いる場合において当該非常勤職員が当該子に
ついて育児休業をしようとする場合（当該育
児休業の期間の初日とされた日が当該子の一
歳到達日の翌日後である場合又は当該国等育
児休業の期間の初日前である場合を除く。）

当該子が一歳二か月に達する日（当該日が
当該育児休業の期間の初日とされた日から起
算して育児休業等可能日数（当該子の出生の
日から当該子の一歳到達日までの日数をいう
。）から育児休業等取得日数（当該子の出生

の日以後当該非常勤職員が規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第一項第十号又は第十一号（当該非常勤職員が法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）である場合にあつては、規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二條第一項第六号又は第七号）の休暇により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

の日以後当該非常勤職員が規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第一項第十号又は第十一号（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるものをいう。以下同じ。）である場合にあつては、規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二條第一項第六号又は第七号）の休暇により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当

該経過する日)

三 (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第十七条 育児休業法第十二条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

二 法第八十一条の五第一項から第四項までの

規定により異動期間(これらの規定により延

長された期間を含む。)を延長された管理監

督職を占める職員

三 (略)

(育児時間を請求することができない職員)

第二十八条 育児休業法第二十六条第一項の人事

三 (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第十七条 育児休業法第十二条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

(新設)

二 (略)

(育児時間を請求することができない職員)

第二十八条 育児休業法第二十六条第一項の人事

院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事院が定める非常勤職員以外の非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）

（育児時間の承認）

第二十九条 育児時間の承認は、勤務時間法第十

三条第一項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以

下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行う

院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事院が定める非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）

（育児時間の承認）

第二十九条 育児時間の承認は、勤務時間法第十

三条第一項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この

条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものと

ものとする。

2・3 (略)

する。

2・3 (略)

(人事院規則二一—〇の一部改正)

第三十九条 人事院規則二一—〇(国と民間企業との間の人事交流)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(交流派遣の対象から除外する職員)</p> <p>第五条 官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p>	<p>(交流派遣の対象から除外する職員)</p> <p>第五条 官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(新設)</p>

(人事院規則二四一〇の一部改正)

第四十条 人事院規則二四一〇(検察官その他の職員の法科大学院への派遣)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p>	<p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p>

(第四条派遣職員の特定給与)

第八条 第四条派遣検察官等のうち検察官以外の者(以下この条及び附則第二条第一項において「第四条派遣職員」という。)には、派遣先法科大学院の法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、教授等の業務の対償として受ける全てのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当(第十三条第一項において「通勤手当等」という。))に相当するものを除

(第四条派遣職員の特定給与)

第八条 第四条派遣検察官等のうち検察官以外の者(以下この条において「第四条派遣職員」という。)には、派遣先法科大学院の法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、教授等の業務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当(第十三条第一項において「通勤手当等」という。))に相当するものを除く。同項において同

く。同項において同じ。）のうち正規の勤務時間（勤務時間法第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。）において行われる教授等の業務（法科大学院派遣法第四条第九項に規定する任命権者が認める時間における当該業務を行うために必要な移動等を含む。）に係るもの（以下この条において「正規の勤務時間内派遣先報酬等」という。）の年額が、第四条派遣職員に係る派遣の期間の初日における給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を基礎として算定した法科大学院派遣法第七条第二項本文の規定による給与の減額分（以下この項及び次項において「給与減額分」という。）の

じ。）のうち正規の勤務時間（勤務時間法第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。）において行われる教授等の業務（法科大学院派遣法第四条第九項に規定する任命権者が認める時間における当該業務を行うために必要な移動等を含む。）に係るもの（以下この条において「正規の勤務時間内派遣先報酬等」という。）の年額が、第四条派遣職員に係る派遣の期間の初日における給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を基礎として算定した法科大学院派遣法第七条第二項本文の規定による給与の減額分（以下この項及び次項において「給与減額分」という。）の年額（給与法第八条

年額（給与法第八条第六項の規定により標準号俸数（同条第七項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。第十三条第一項において同じ。）を昇給するものとして算定した額とする。以下この条において「給与減額分の年額」という。）に満たない場合であつて、法科大学院において特定の専門的な法分野に関する教育を行う教授等の確保が困難であるとき、地理的条件等により法科大学院の所在する地域において教授等の確保が困難であるとき等において、法科大学院の要請に応じて安定的かつ継続的な派遣が行われること及び法科大学院において法科大学院派

第六項の規定により標準号俸数（同条第七項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。第十三条第一項において同じ。）を昇給するものとして算定した額とする。以下この条において「給与減額分の年額」という。）に満たない場合であつて、法科大学院において特定の専門的な法分野に関する教育を行う教授等の確保が困難であるとき、地理的条件等により法科大学院の所在する地域において教授等の確保が困難であるとき等において、法科大学院の要請に応じて安定的かつ継続的な派遣が行われること及び法科大学院において法科大学院派遣法第三条第一項に

遣法第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、給与減額分の百分の五十以内を支給することができる。

2 (略)

3 前二項の規定により支給される給与（以下この条、次条及び附則第二条において「特定給与」という。）の支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる特定給与の年額が、給与減額分の年額から正規の勤務時間内派遣先報酬等の年額を減じた額を超えてはならない。

4 6 (略)

規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、給与減額分の百分の五十以内を支給することができる。

2 (略)

3 前二項の規定により支給される給与（以下この条及び次条において「特定給与」という。）の支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる特定給与の年額が、給与減額分の年額から正規の勤務時間内派遣先報酬等の年額を減じた額を超えてはならない。

4 6 (略)

(第十一条派遣職員の給与)

第十三条 第十一条派遣検察官等のうち検察官以外の者(以下この条から第十五条まで及び附則第三条第一項において「第十一条派遣職員」という。)には、派遣先法科大学院の法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等(以下この条において「派遣先報酬等」という。)の年額が、第十一条派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎とし、給与法第八条第六項の規定により標準号俸数を昇給するものとして算定した給与(通勤手当等を除く。)の年額(当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあ

(第十一条派遣職員の給与)

第十三条 第十一条派遣検察官等のうち検察官以外の者(以下この条から第十五条までにおいて「第十一条派遣職員」という。)には、派遣先法科大学院の法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等(以下この条において「派遣先報酬等」という。)の年額が、第十一条派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎とし、給与法第八条第六項の規定により標準号俸数を昇給するものとして算定した給与(通勤手当等を除く。)の年額(当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあっては、人事院の定め

つては、人事院の定めるところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。）に満たない場合であつて、法科大学院において特定の専門的な法分野に関する教育を行う教授等の確保が困難であるとき、地理的条件等により法科大学院の所在する地域において教授等の確保が困難であるとき等において、法科大学院の要請に応じて安定的かつ継続的な派遣が行われること及び法科大学院において法科大学院派遣法第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、

るところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。）に満たない場合であつて、法科大学院において特定の専門的な法分野に関する教育を行う教授等の確保が困難であるとき、地理的条件等により法科大学院の所在する地域において教授等の確保が困難であるとき等において、法科大学院の要請に応じて安定的かつ継続的な派遣が行われること及び法科大学院において法科大学院派遣法第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居

研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条及び附則第三条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。

2 6 （略）

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第五条、第六条及び第十条並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける第四

条派遣職員の特定給与）

第二条 第四条派遣職員が給与法附則第八項の規

手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。

2 6 （略）

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第五条、第六条及び第十条並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（新設）

定の適用を受ける職員となった場合には、当分の間、同項の規定の適用を受ける職員となつた日を第四条派遣職員に係る派遣の期間の初日とみなして、第八条第一項及び第三項の規定の例により、特定給与の支給割合を決定し、又は特定給与を支給しないものとする。

2 前項の規定により、特定給与の支給割合を決定し、又は特定給与を支給しないものとした場合における第八条の規定の適用については、同条第一項中「派遣の期間の初日」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となつた日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えら

(新設)

れた前項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えられた前二項」と、同条第四項中「派遣の期間の初日（）」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった日（附則第二条第二項の規定により読み替えられた）」と、「第一項」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えられた前項」と、「第一項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第六項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替え

られた前項」と、「第四項」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第四項」と、「派遣の期間の初日（）」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった日（附則第二条第二項の規定により読み替えられた）」とする。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける第十条派遣職員の給与）

第三条 第十一条派遣職員が給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった場合には、当分の間、同項の規定の適用を受ける職員となつた日を第十一条派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日とみなして、第十三条第一項及び第三

（新設）

項の規定の例により、俸給等の支給割合を決定し、又は俸給等を支給しないものとする。

2 | 前項の規定により、俸給等の支給割合を決定

し、又は俸給等を支給しないものとした場合における第十三条の規定の適用については、同条第一項中「派遣の期間の初日の前日」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第三条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「附則第三条第二項の規定により読み替えられた前二項」と、同条第四項中「派遣の期間の初日（）」とあるのは「給与法附則第八項

(新設)

の規定の適用を受ける職員となった日（附則第三
三条第二項の規定により読み替えられた」と、
「第一項」とあるのは「同条第二項の規定によ
り読み替えられた第一項」と、同条第五項中「
前項」とあるのは「附則第三条第二項の規定に
より読み替えられた前項」と、「第一項」とあ
るのは「同条第二項の規定により読み替えられ
た第一項」と、同条第六項中「前項」とあるの
は「附則第三条第二項の規定により読み替えら
れた前項」と、「第四項」とあるのは「同条第
二項の規定により読み替えられた第四項」と、
「派遣の期間の初日」とあるのは「給与法附
則第八項の規定の適用を受ける職員となった日

(附則第三条第二項の規定により読み替えられた」とする。

(人事院規則二五―〇の一部改正)

第四十一条 人事院規則二五―〇(職員の自己啓発等休業)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(自己啓発等休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 自己啓発等休業法第二条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p>	<p>(自己啓発等休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 自己啓発等休業法第二条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p>

四 (略)

三 (略)

(人事院規則二六―〇の一部改正)

第四十二条 人事院規則二六―〇(職員の配偶者同行休業)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(配偶者同行休業をすることができない職員)</p> <p>第四条 配偶者同行休業法第二条第四項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>五 (略)</p>	<p>(配偶者同行休業をすることができない職員)</p> <p>第四条 配偶者同行休業法第二条第四項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(定義)

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）をいう。

二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。

四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。

五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。

六 施行日 この規則の施行の日をいう。

七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定に

より採用された職員をいう。

（人事院規則一一―九の廃止に伴う経過措置）

第三条 任命権者（法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者に限る。）

は、令和五年五月末日までに、令和四年度における令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定による採用の状況及びこれらの規定により採用された職員の任期の更新の状況を人事院に報告しなければならない。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―六（俸給の調整額）の項並びに四の表法の項及び規則一一―九（定年退職者等の再任用）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

（改正後の人事院規則八―一二における暫定再任用職員に関する経過措置）

第五条 令和三年改正法附則第四条第一項各号（第四号を除く。）又は第二項各号（第五号を除く。）に掲げる者を同条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第二項の規定により採用する場合には

、これらの採用は、条件付のものとしなない。

(改正後の人事院規則九―六における暫定再任用職員に関する経過措置)

第六条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十一条の規定による改正後の規則九―六(次項及び次条第一項において「改正後の規則九―六」という。)第一条第四項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則九―六第一条第三項及び第四項の規定を適用する。

第七条 給与法第十条の規定により俸給の調整を行う官職(次項において「俸給の調整額適用官職」という。)を占める令和三年改正法附則第四条第一項又は第五条第一項の規定により採用された職員(次項において「特定暫定再任用職員」という。)のうち、当該官職に係る令和五年旧法第八十一条の二第二項に規定する年齢(規則一―一二(定年退職者等の暫定再任用)第三条第一項各号に規定する官職にあつては、同条第二項に規定する年齢)に達した日が施行日の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基準額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則九―六第一条及び第二条並びに前条

の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の規則九―六第一条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が俸給月額百分の二十五を超えるときは、俸給月額百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 施行日の前日において、俸給の調整額適用官職を占める旧法再任用職員であつた職員であつて、施行日において引き続き俸給の調整額適用官職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き俸給の調整額適用官職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
- 二 施行日以後に新たに俸給の調整額適用官職を占めることとなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に俸給の調整額適用官職を占める旧法再任用職員になつたとした場合に

令和三年改正法第二条の規定による改正前の給与法（次号において「令和五年旧給与法」という。）及びこれに基づく人事院規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表及び職務の級を基礎として第十一条の規定による改正前の規則九―六第一条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（俸給の調整額適用官職以外の官職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに俸給の調整額適用官職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、俸給の調整額適用官職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなった場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、令和五年旧給与法及びこれに基づく人事院規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表及び職務の級を基礎として第十一条の規定による改正前の規則九―六第一条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合

ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の俸給表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ令和五年旧給与法及びこれに基づく人事院規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表及び職務の級より下位の同一の俸給表の職務の級に変更した場合）

（改正後の人事院規則九―一七における暫定再任用職員に関する経過措置）

第八条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第十二条の規定による改正後の規

則九―一七第二条の規定の適用については、同条第一号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十二条の規定による改正後の規則九―一七第二条の規定を適用する。

（改正後の人事院規則九―二四における暫定再任用職員に関する経過措置）

第九条 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、給与法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる

職員であつて、規則九―二四第十六条第一号に規定する常例にあるものは、給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員とする。

一 令和三年改正法附則第四条第一項又は第五条第一項の規定による採用（令和五年旧法第八十一条の二第一項の規定により退職した日（令和五年旧法第八十一条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和三年改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定による採用（法第八十一条の六第一項の規定により退職した日（法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び法第六十条の二第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項若しくは第五条第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

第十条 令和三年改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日の

翌日に法第六十条の二第一項の規定により採用された職員に対する第十三条の規定による改正後の規則九―二四第十六条の規定の適用については、同条第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

（改正後の人事院規則九―四〇における暫定再任用職員に関する経過措置）

第十一条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十五条の規定による改正後の規則九―四〇第二条及び第四条の規定を適用する。

2 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十五条の規定による改正後の規則九―四〇第十三条第一項及び第二項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定を適用する。

（改正後の人事院規則九―八九における暫定再任用職員等に関する経過措置）

第十二条 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、規則九―八九第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する官署に通勤することが同規則第三条に規定する基準に照らして困難である

と認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員とする。

一 令和三年改正法附則第四条第一項又は第五条第一項の規定による採用（令和五年旧法第八十一条の二第一項の規定により退職した日（令和五年旧法第八十一条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和三年改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定による採用（法第八十一条の六第一項の規定により退職した日（法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び法第六十条の二第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項若しくは第五条第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

第十三条 令和三年改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日

の翌日に法第六十条の二第一項の規定により採用された職員に対する第十八条の規定による改正後の規則九―八九第五条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

第十四条 施行日前に、第十八条の規定による改正前の規則九―八九第五条第二項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（改正後の人事院規則九―九三における暫定再任用職員に関する経過措置）

第十五条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十九条の規定による改正後の規則九―九三第二条第二項及び第三条第一項の規定を適用する。

（育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用）

第十六条 令和三年改正法附則第七条第二項の規定は、育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

（暫定再任用短時間勤務職員等の俸給月額の特数計算）

第十七条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による俸給月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。

一 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第三項

二 育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和三年改正法附則第七条第二項（前条の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和三年改正法附則第七条第一項

（改正後の人事院規則九―一二一における暫定再任用職員に関する経過措置）

第十八条 次に掲げる採用をされることは、給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものとする。

一 令和三年改正法附則第四条第一項又は第五条第一項の規定による採用（令和五年旧法第八十一条の二第一項の規定により退職した日（令和五年旧法第八十一条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による採用に係る

任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされること。

二 令和三年改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定による採用(法第八十一条の六第一項の規定により退職した日(法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び法第六十条の二第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項若しくは第五条第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。))の翌日におけるものに限る。)をされること。

第十九条 令和三年改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第六十条の二第一項の規定により採用される職員に対する第二十一条の規定による改正後の規則九―一二一第五条第二項の規定の適用については、同項第一号中「退職した日」とあるのは、「退職した日(国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。)」とする。

(改正後の人事院規則九―一二三における暫定再任用職員に関する経過措置)

第二十条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。))に対する第二十二條の規定による改正後の規則九―一二三第六條の規定の適用については、同條第一号中「定年前再任用短時間勤務職員以外の職

員の月額欄」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員の基準月額欄」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第二十二条の規定による改正後の規則九―一二三第六条の規定を適用する。

（人事院規則一三―五の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 令和十七年三月三十一日までの間における第二十七条の規定による改正後の規則一三―五第二条第一項の規定の適用については、同項第二号中「第六十条の二第一項」とあるのは、「第六十条の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。

（改正後の人事院規則一五―一四における暫定再任用職員に関する経過措置）

第二十二条 暫定再任用職員は、第三十四条の規定による改正後の規則一五―一四第三条第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等（次項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）とみなして、同規則第十八条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、第三十四条の規定による改

正後の規則一五―一四第三条第一項及び第三項、第十六条の二、第十八条、第十八条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十八条の三の規定を適用する。

（旧法再任用職員に係る平均給与額に関する経過措置）

第二十三条 補償法第四条第一項に規定する期間中に旧法再任用職員として在職していた期間がある場合における当該期間に係る補償法第四条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

（改正後の人事院規則一九―〇における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第二十四条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第三十八条の規定による改正後の規則一九―〇第三条の三、第二十八条及び第二十九条第一項の規定を適用する。

（雑則）

第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。